

## 論文の要旨

氏名 井上 幸希

論文題目 未成年者保護を目的とした表現規制をめぐる法的諸問題

### 論文の要旨

メディア表現が及ぼす未成年者への影響について、これまで日本だけでなく世界各国において、あらゆる領域で研究がなされてきた。そして、政府は未成年者に悪影響を及ぼす新たなメディアが登場する度に、未成年者がそのような表現に触れないように、当該表現へのアクセスを遮断することを行ってきた。たとえば、日本では各地方自治体において、青少年保護育成条例が制定されており、右条例には有害図書規制の規定が設けられている。この青少年保護育成条例による有害図書類の規制は、知事が有害図書類を個別に指定するという個別指定制度を原則としてきたが、現在は個別指定制度だけではなく、包括指定制度が一般的に用いられている。包括指定制度は、図書類のうち、卑猥な姿態等の写真や絵画の全体に占める割合が、たとえば 10 分の 1 以上または 10 頁以上にわたって確認できる場合、知事による有害図書類の指定を待つことなく有害図書類に指定されるというものである。このような有害図書規制、特に包括指定制度の合憲性については、同制度が青少年保護育成条例に導入された当時から議論され、憲法学界からも批判されていた。そのような中、1989 年、最高裁は岐阜県青少年保護育成条例における有害図書規制の合憲性について判断を下した。最高裁が有害図書類規制の合憲性を判断するのは本件が初めてであり、また、子どもの表現の自由の制約に関する事例を扱うこともほぼ初めてのことであったことから、本件で最高裁がどのような判断を下すのか注目を集めたが、最高裁は同条例による有害図書規制は憲法 21 条および 31 条には違反しないと判断した。この最高裁判決について、憲法学界からは強い批判がなされたが、現在もなお判例の変更はなされていない。

未成年者を保護するための表現規制は、以上のような青少年保護育成条例による有害図書類規制だけではなく、放送、インターネットといった主要なメディア毎に制定されている。加えて、昨今、国際的に問題視されている児童ポルノに対しても、日本においては 1999 年に児童ポルノ禁止法が制定され、現在に至るまで二度にわたって改正がな

されている。そこで、第一部では、まず岐阜県青少年保護育成条例事件最高裁判決および同事件における伊藤正己裁判官の補足意見、そして、同事件最高裁判決をめぐる憲法学説とを比較し、青少年保護育成条例による有害図書規制をめぐる問題の所在を明らかにすることを目的に検討を行った。青少年保護育成条例による有害図書類規制について、憲法学界からは、そもそも青少年保護育成条例による有害図書規制の立法事実が存在しないのではないかという点が指摘され、さらに、有害図書と青少年の非行との因果関係につき、科学的な証明がなされていないにもかかわらず、有害図書規制を許容できるのか否かという点についても批判がなされている。また、憲法学界では、青少年保護育成条例による有害図書の規制手段の合憲性についても、大人を対象とした表現規制と同様に表現の自由に対する制限は、厳格な司法審査基準を適用して判断すべきであるという有力な見解がなされている一方で、最高裁は、青少年の表現の自由に配慮することなく、緩やかな司法審査基準である、いわゆる「合理性の基準」を適用し、同条例による有害図書規制が表現内容を規制するものではなく、憲法 21 条 1 項には違反しないと判示している。一方で、補足意見を執筆した伊藤正己裁判官は、子どもも大人と同じ権利享有主体であると認めつつも、子どもの精神的な未成熟性および自己に関する情報を自ら選別する能力が不十分であるということを理由に、多数意見よりも厳格な司法審査基準を適用した上で、青少年条例による有害図書規制を合憲とすべきであるとした。以上のように、最高裁、伊藤裁判官の補足意見、憲法学説をそれぞれ概観すると、子どもを保護の客体としてのみ捉えるのか、あるいは、子どもを権利主体として捉えつつも、子どもの未成熟性を理由に保護が必要な場合があると捉えるのかという、いわゆる「子どもの権利」論に基づく子どもの権利の捉え方の相違が、司法審査基準の適用の厳格度に多大な影響を及ぼしていることが判明した。

他方で、アメリカ連邦最高裁は、未成年者保護を目的とした表現規制の合憲性を判断する基準として厳格審査基準を採用している。アメリカの場合、日本とは異なり、まず規制されている表現が合衆国憲法修正 1 条によって保護される言論が否かを判断し、合衆国憲法修正 1 条によって保護される言論を規制する立法については、厳格審査基準によって合憲性を判断するという判例理論が確立している。さらに、アメリカ連邦最高裁判決には、未成年者保護を目的とした表現規制に関する裁判例の豊富な蓄積が認められる。そこで、第二部では、アメリカにおいても、日本と同様に、子どもの権利の捉え方が司法審査基準を適用する際の厳格度に影響を及ぼしているのかという点について、未成年者保護を目的とした表現規制をめぐるアメリカ連邦最高裁判例や学説の検討を行った上で、第一部における検討を通じて明らかとなつた法的諸問題の解決策について考察を行つた。その結果、アメリカ連邦最高裁は、子どもも大人と同じ権利享有主体であると捉えながら、子どもの精神的・身体的な未成熟性を理由に、未成年者保護を目的とした表現規制を容認する一方で、その規制が必要最小限度の規制でなければならぬという見解に立っていることが判明した。このようなことから、アメリカ連邦最高裁

は日本の最高裁とは異なり、子どもを保護の客体としては捉えておらず、子どもにも大人と同程度の権利が認められるという立場に立っていることが分かった。

ところで、未成年者保護を目的とした表現規制における正当化事由について、アメリカ連邦最高裁判例においては、「有害な表現から子どもを保護すること」と「親権行使の補助」という二つの政府の利益が提示されていたのに対し、日本の最高裁は上記利益のうち「親権行使の補助」については提示しておらず、また日本の憲法学界の有力説においてもこの点については触れられていなかった。また、日本の最高裁においては、子どもと大人の違いについて議論されたことはほとんどなく、第二部において検討を加えたアメリカ連邦最高裁判例においても、十分に議論されてこなかった。そこで、第三部では、第一部および第二部における考察を踏まえ、アメリカ連邦最高裁判例および日本の最高裁判例における「子どもの人権」の捉え方について比較法的観点から検討を行った上で、憲法学におけるパターナリストイックな介入の正当化事由に基づき、未成年者保護を目的とした表現規制が許されるか否かという点について考察した。

まず、未成年者保護を目的とした表現規制における正当化事由については、アメリカ連邦最高裁判例の検討を行った結果、子どもを権利主体として捉えるのか、保護の対象として捉えるのかという点が日米における正当化事由の違いに影響を与えていることが確認できた。続いて、未成年者に対する人権制約に関しては、憲法上、または法律上も日本においては容認されているものの、憲法学のコンテクストにおけるパターナリストイックな介入の正当化事由に基づき、未成年者保護を目的とした表現規制が許されるのか否かという点について考察するにあたっては、子どもの人権制約の根拠を明確にする必要があるといえるため、日本の憲法学説を整理した上で、検討を加えた。この領域における日本の憲法学説には諸説あるが、本稿においては、子どもの人権制約の根拠を「限定的なパターナリストイックな制約」原理に求めるという佐藤幸治教授の見解に依拠するとともに、子どもの特質に着目した上で、「子どもの保護」と「子どもの自律の尊重」との関係性について論じている米沢広一教授の見解も参考にし、考察した。その結果、子どもの権利に対するパターナリストイックな介入は容認されるという結論に達した。もっとも、その場合の介入は、未成年者の判断や行為の成熟化の過程を育成促進し、自律的存在性に寄与するためのものでなければならないといえるが、その一方で、子どもが有するすべての憲法上の権利について、パターナリストイックな制約が可能といえるのかは明らかではない。そこで、右の問題点を解決するために、憲法上の「権利」と「自由」とを区分して、子どもの権利の分析を行っている John H. Garvey の理論を参考にし、検討を加えた。この Garvey の理論に依拠すれば、未成年者保護を目的とした表現規制は許容されるということになるが、その場合においても、年齢面での発達段階、自律にとっての当該行為の価値、当該行為を成熟化過程における試行錯誤として許容しうるか否か、家族による選択・教導に委ねることができるか否か、より制限的でない他の選びうる手段の有無、年齢によって画一的に判断すべきか個別に判断すべきか、

等々が検討されなければならないであろう。このGarveyの理論に依拠した検討の結果、憲法学のコンテクストにおけるパトーナリスティックな介入の正当化事由に基づき、未成年者保護を目的とした表現規制は許されうるが、その場合の規制は、子どもの権利主体性を考慮した上で、必要最小限度の規制でなければならないということが明らかとなつた。

備考 要旨は、4,000字以内とする。